

平成26年 6 月 定例会 防災対策特別委員会 (事前)
平成26年 6 月 23 日 (月)
〔委員会の概要〕

岸本委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時41分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、笠井委員及び長尾委員から調査計画書の提出がありました。内容は、6月3日から5日まで宮城県を訪問し、東日本大震災における環境衛生対策並びに気仙沼港等の復興状況について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。

それでは議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について (資料①)

【報告事項】

- 「とくしま—0 作戦」地震対策行動計画見直し (案) について (資料②)
- 国土強靱化地域計画の策定について (資料③)
- 全国少年消防クラブ交流大会の開催について (資料④)
- 関西防災・減災プランの概要について (資料⑤)
- J Aバンク蔵本公園の駐車場拡張について (資料⑥)
- 日本内航海運組合総連合会との協定締結について (資料⑦)

床桜危機管理部長

危機管理部から 6 月定例会に提出予定の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の防災対策特別委員会説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

資料の 1 ページをお開き願います。危機管理部における 6 月補正予算 (案) といたしまして、表の補正額の欄、最上段に記載のとおり、3,000 万円の補正をお願いするものでございます。補正後の予算額は 38 億 8,964 万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2 ページをお開き願います。補正予算の課別主要事項について御説明申し上げます。南海地震防災課についてでございます。防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費でございますが、東日本大震災以降、医療関係者などによる災害直後の超急性期の対応はもとより、災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすため、平時から災害時に、災害時から平時にシームレスに移行できる災害医療体制が強く求められております。こうした戦略的な災害医療体制を構築するための検討経費や、直ちに着手すべき災害医療力の

強化のための経費などについて、戦略的災害医療プロジェクト推進事業として2,900万円を計上いたしております。また、後ほど報告事項の中で御説明を申し上げますが、国土強靱化地域計画策定事業として、100万円を計上いたしております。

3ページを御覧ください。その他の議案等といたしまして、条例案を1件提出いたしております。徳島県防災会議条例の一部改正でございますが、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しに伴い、自助・共助による防災力の強化、災害時要配慮者への支援の充実などの施策展開が従来に増して強く求められております。こうした防災・減災対策の基本となる徳島県防災計画に幅広い分野の方々の意見を反映するため、県防災会議の委員のうち、知事が指名し、又は任命する者を、40名から60名に増員するものでございます。

続きまして5ページをお開きください。平成25年度繰越明許費繰越計算書につきましては、南海地震防災課所管の防災対策指導費の状況を記載いたしております。この事業につきましては、平成26年2月定例会において、繰越しの議決を頂いたところであり、その翌年度繰越額につきましては、7,108万8,000円となっております。当該繰越事業につきましては、事業完了に努め、早期に事業効果が発現できるよう、取り組んでまいり所存でございます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明は、以上でございます。

なお、この際、4点御報告を申し上げます。お手元の資料、その1、とくしまゼロ作戦・地震対策行動計画の見直しの1ページを御覧いただければと思います。昨年11月、南海トラフ巨大地震被害想定を公表し、昨年12月には、南海トラフ地震対策特別措置法が施行されたところでございます。また、今年3月には、県議会の皆様方のお力を頂き、本県沿岸の全ての8市・町が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を国から受けたところでございます。こうした状況変化や、これまでの進捗状況も踏まえ、計画の見直しを行うものでございます。今回、民間の有識者などからなる徳島県地震対策行動計画推進委員会での御意見も頂きながら、新規事業として10項目を追加し、また、12項目を拡充させ、合計で393項目の取組といたしております。今後、県議会における御意見も踏まえながら、行動計画の変更を決定いたしたいと、このように考えております。

お手元の資料その2、国土強靱化地域計画の策定でございます。これを御覧いただければと思います。去る6月3日、国が募集しておりました国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体に本県が選定されました。この選定を受け、直ちに庁内組織であるプロジェクトチームを設置し、計画策定の作業に着手したところでございます。今後は、有識者からなる検討委員会を立ち上げ、地域計画案を取りまとめ、県議会や県民の皆様方の御意見もお聞きしながら、強靱な地域づくりのための計画策定を行ってまいります。

お手元の資料その3、全国少年消防クラブ交流大会の開催についてでございます。昨年、本県で開催の西日本交流会の実績を基に、徳島発の政策提言で国に強く要望してまいりました全国少年消防クラブ交流大会が、全国で初めて、今年8月6日から3日間、本県で開催される運びとなりました。本大会を第1回大会にふさわしい、そして、徳島らしい大会として成功させることにより、将来の防災リーダーの育成につなげてまいります。

お手元の資料その4の1ページを御覧いただければと思います。最後に、関西防災減災プランの概要についてでございます。このプランは、南海トラフ巨大地震などの大規模広域災害の発生時に、関西広域連合がとるべき対応方針や、その手順等を定めた計画でござ

います。このプランにつきましては、これまでに、総則編、地震・津波災害対策編などを策定してまいりましたが、新たに風水害対策編を策定し、圏域で風水害が発生した際の初動体制の確立と応援・受援体制についての対応方針として取りまとめたものでございます。このプランにつきましては、今月28日に開催の関西広域連合議会で審議される予定となっております。以上、御報告を申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

大田保健福祉部長

6月定例会に提出を予定いたしております保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。委員会説明資料の6ページをお願いいたします。平成25年度繰越明許費繰越計算書でございまして、各課別の繰越明許費の状況を記載しております。繰越明許費につきましては、平成26年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、最下段に記載のとおり、2課合計で、6億5,753万2,000円に繰越額が確定いたしました。今回繰り越しました事業につきましては、早期の事業完了に努め、事業効果を発現できるよう最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。6月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

小谷農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料、7ページをお開き願います。平成25年度の農林水産部の繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

8ページをお開き願います。農林水産部の合計といたしましては、最下段に記載のとおり、45億8,182万2,738円と繰越額が確定いたしましたので、御報告するものでございます。これらの事業につきましては、鋭意、事業の進捗を図っているところであり、早期の事業効果を発現できますよう、努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。提出予定案件の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

原県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

その他の議案等でございますが、4ページをお開き下さい。平成25年度継続費繰越計算書でございます。道路整備課所管の出合大橋上部工架設事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、平成25年度継続費予算現額の計欄、5億円に対しまして、その三つ横の翌年度逓次繰越額4億277万8,000円が逓次繰越となったものでございます。

次に、9ページから11ページにかけては、県土整備部関係の平成25年度繰越明許費繰越計算書でございまして、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。繰越明許費につきましては、平成26年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認め

いただいた額の範囲内で繰越額が決定いたしました。7課の翌年度繰越額の合計額につきましては、11ページの合計欄にございますとおり、112億6,853万7,848円となっております。

続いて、12ページをお開きください。特別会計では、流域下水道事業特別会計におきまして、1億3,525万3,200円の繰越額となっております。

次に、14ページをお開き下さい。平成25年度事故繰越し繰越計算書でございます。一般会計では、表の中ほどの翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますとおり、3課で18億2,568万6,322円の繰越額となっております。

次に、15ページを御覧下さい。特別会計では、流域下水道事業特別会計におきまして、5,525万円の繰越額となっております。これら繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で、提出を予定しております県土整備部関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

1点目はJ Aバンク蔵本公園の駐車場拡張についてでございます。お手元の資料その5を御覧ください。J Aバンク蔵本公園におきましては、各種競技会やプロスポーツ開催時における駐車場不足の改善や、南海トラフ巨大地震等に備えた災害時における広域活動拠点としての機能強化などを図るために、現在148台あります駐車スペースを約300台に倍増すべく、駐車場の拡張に取り組んでいるところであります。また、拡張後の駐車場におきましては、公園利用を目的としない不適切な駐車を防止し、公園利用者の皆様が広くなった駐車スペースを十分に活用できるよう、駐車場利用の有料化を含め、駐車場の運営方法を検討することが重要であると考えております。そのため、議会での御論議を踏まえることはもちろん、当公園のスポーツ施設を利用する団体や地元の方々、さらには、現在施設の管理運営に携わっている指定管理者などで構成される検討会議を設置し、様々な観点から御意見を頂きながら、駐車場の運営方針を取りまとめたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

2点目は、日本内航海運組合総連合会との協定締結についてでございます。お手元の資料その6を御覧ください。南海トラフ地震により広範囲で甚大な被害が予想され、県土の多くが海に囲まれている本県にとりましては、物資や人員の輸送路を確保する上で、海上輸送が重要な役割を果たすものと考えております。このため、去る19日に、災害時における船舶による輸送等に関する協定を日本内航海運組合総連合会と締結いたしました。日本内航海運組合総連合会は、国内のほぼ全ての貨物船の関係者が所属していることから、大規模災害時には、近県のみならず、災害を免れた地域からの広域的な支援が可能となります。この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送、災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送、その他徳島県が必要とする船舶による応急対策といった船舶による緊急海上輸送等の業務に関し、県が協力を求める場合に必要な事項を定めるものであります。

今後とも、防災対策の強化を図り、県民の皆様の安全・安心の確保に努め、死者ゼロを目指す「とくしまー0（ゼロ）作戦」を強力に展開してまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

坂東病院局長

続きまして、病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の16ページをお開きください。平成25年度の病院事業会計継続費繰越計算書でございます。三好病院高層棟改築等事業につきましては、平成25年度までの継続費として総額51億3,000万円をお認めいただいているところでございます。平成25年度の予算現額は、トータルで43億5,488万8,000円となっておりますが、このうち、平成25年度中の執行額が、37億1,034万3,000円となったことから、表の中ほどでございますが、翌年度繰越額に記載のとおり、6億4,454万5,000円を繰越しいたしてしております。繰越理由につきましては、緩和ケア病棟の整備に伴う設計の見直しに際し、関係機関との調整に日数を要したことによるものでございます。

次に17ページをお開きください。平成25年度の病院事業会計予算繰越計算書でございます。中央病院改築等事業をはじめとする4事業につきまして、合計で21億9,561万7,000円予算計上いたしておりましたが、翌年度繰越額に記載のとおり、4事業合計で10億7,602万6,000円を繰越しいたしてしております。不用額につきましては、4,199万9,558円となっております。なお、繰越理由につきましては、それぞれ右側の説明欄に記載のとおり、計画又は設計に関する協議に日数を要したことによるものでございます。

提出予定案件につきましては、以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

小原副教育長

教育委員会関係の提出予定案件について御説明申し上げます。

委員会説明資料の13ページをお開き願います。平成25年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成25年度から平成26年度への繰越明許費につきましては、本年2月定例県議会におきまして、繰越予定額の御承認を頂いておりましたが、今回、御承認を頂いた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。施設整備課所管の高校施設整備事業費及び特別支援学校施設整備事業費におきまして、合計9億6,310万5,250円に確定いたしましたので、御報告いたします。

以上、教育委員会関係の案件につきましての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

岸本委員長

それでは、これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、委員各位におかれましては御協力をお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり、一日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行について御配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは質疑をどうぞ。

西沢委員

日本内航海運組合総連合会との協定締結とありますけれども、この内容は、輸送業務が主でしょうか。この「その他県が必要とする船舶による応急対策業務」、これは一体何でしょうか。

百々運輸政策課長

緊急輸送以外の分で、その他応急対策業務とはどういったことを想定しているかという御質問でございます。これにつきましては、緊急輸送以外で、記載以外のものについては、県が要請をすれば対応していただけるという内容でございます。

西沢委員

だからどんな要請をするんですか。

百々運輸政策課長

貨物が、この内航海運組合総連合会のほうでは基本でございますが、それ以外で、例えば緊急に人的な対応も柔軟にさせていただけるという条項を設けております。

西沢委員

私が何を言いたいかわかりますか。どうしてそんな質問をしたか。何年か前に、私が、フェリー等を利用した救援船の在り方というのを一般質問でやりましたよね。それで、国のほうに提言してもらいましたよね。そして、その直後にフェリーじゃないですけども、自衛隊の船を利用した訓練をされましたよね。要するに、フェリー等を利用して、例えば医療行為をそこで行ったり、だから医療船の代わりですね。それから、避難場所にしてみたり、それから災害拠点というふうな形でやってみたり、いろんなことができる。だから、運搬だけでなく、その船を利用して、そこにとどまってですね、被災された所の沖にとどまって、いろんな活動をするということを私は一般質問でやらせていただいたはずなんです。だから今回のこの協定を見ましたら、そこまで入ってない気がするんですよね。国に対して提言したと言うだけでなく、実質的にこういうことを締結するのであれば、そういうことまで踏み込んだやりとり、当然お金がいることですから、国のほうからの了解がなかったら、補助がなかったらできないとかいうこともあるかもわかりませんが、このことに対してはどこまで進んでおりますか。

百々運輸政策課長

今、委員から貨物船を一つの避難の場所と、そういった(「いろんなことね、医療船とか」と言う者あり)、医療船とか、いろいろな船舶を利用した体制が可能というふうな御提言でございます。それで少し御説明させていただきますと、この内航海運組合総連合会との協定の締結の前にでございますが、南海フェリー株式会社、またオーシャントラスト株式会社等々とも災害協定を締結しております、いわゆる人的な輸送はこちらが対応して、今回の内航海運組合総連合会とは、貨物というような役割をしております。それで、こういった役割については、経費の負担等も含めまして、そこらについてはこれから詰め

ていきたいというふうに考えております。

西沢委員

私は、輸送ということに対してではないんですよ。運搬ということではないんですよ。そこにとどまって、その船をどう生かすかということをはかっているんですけども、そのことに対する答えを欲しいんです。

百々運輸政策課長

船舶をいわゆる避難場所等々に活用できないかと、港に係留した形のことにつきましては、今後、詰めていきたいと、そういった活用方法についても、今後検討していきたいと考えております。

西沢委員

私がほかの所でも言ってないことを言ったということは、早くそういうことを手当するほうが得策だということの意味もあると思うんですよ。もう私が言ってからかなり時間がたってますよね。国に対しては当然すぐに提言していただきました。その次に、そういうフェリー等じゃなかったですけども、自衛隊の船でしたけれども、そういう医療的な行為なんかもやってもらいましたよね。そういうことを踏まえて次に何をすべきかということをごんごん国に対してこちらから提言して行ってですね、フェリー会社のほうともいろんな話をしてごんごん進めていくと、ほかに先駆けてやっていくということをやりたい、私はそのためにほかの人が言ってないことを言ったつもりなんです。だから今はここまで進んでいますと、いや、今は国との間で折衝中ですよと、フェリーの会社ではこういう話をしておりますということは、途中経過であれ、欲しかったんですけどね。やっていますかね。

百々運輸政策課長

船舶の輸送に関しまして、その救援活動について、いろいろな対応ができるであろうと、それについての協議の状況という御質問でございますが、今後、委員の御提言も踏まえまして、それぞれのフェリー会社、内航海運組合総連合会等とも、協議しながら詰めてまいりたいと考えております。

西沢委員

本当ですよ。やっぱり、いいと思ったことはごんごんやってほしいなあと思います。ほかの人がやってないから、難しい面もいっぱいあると思います。でも、この前の東日本大震災の時を見ても、陸上はかなり荒れてしまって動きとれなかったですよ。そして非常に病気がまん延するかも分からない、そういう中で医療行為とか作業をするんじゃないかとね、災害拠点の問題とか、いろいろするに当たって、フェリーなんかだったら、燃料はあるし、休む所はあるし、トイレはあるし、無線もあるし、災害拠点としてのものが全て備わっている。だからこそ、いろんなことができるんじゃないかと思ったわけです。一つは、国のほうに支援していただいてでもこういう話を進めてほしいなあ、そして、フェリーの会

社ともいろんな話をしてほしいなと思います。すぐに自衛隊の船で医療の器具を入れて訓練をやりましたんで、DMATですかね、訓練をやりましたんで非常にうれしく思ったんですけども、その後が聞こえてきませんので、よろしく頼みます。また報告してもらいますんでしっかり頑張ってください。

それから、私が今まで言った中で、どうも進んでないなと思う二つのことについて言わせていただきますけれども、一つは、私は二十数年前に県議会議員になって初めて防災のことを考えてですね、その時からもう地震が起これば地震だけでなく、当然ながら、海岸のほうは津波が来る。津波が来て、その上に火が来る。その3セットが来るんだろなあということで、何遍もそのことを言ってきました。地震が来て水が来て火が来る。それをずっと言ってきましたですね、その関係で奥尻町もやられてですね、東日本大震災も火でかなりやられてきました。なのに、火災対策は今まで余りやってこられなかったですね。国のほうも余り重視してなかったような気がしますね、地震のときの火災対策はね。阪神淡路大震災でも、陸上の直下型地震でも当然ながら火は来ますけれども、津波がある場合でも火が来るということを私は言ったんで、直下型地震だけのことではなくてですね。津波がある場合でもその次に火が来るということを言ったんですけども、残念な結果になりましたけれども、そういうことで、やってないことは、また必要なことはどんどんやっていかなければならないと思うんですけども、この前には、避難した所に、避難した学校ですかね、そこに瓦れきが流れてきてオイルも流れてきて、避難場所に火が来たということがありましたよね。私が前から言っていたのは、山の上に逃げても、例えば冬場だったとしたら、山の上にまで火が、逃げた所にまで火が来るんじゃないかと、そういうことを懸念したからそういうことを言ったんですけどもね。まだそこまでの事例はちょっと見当たりませんが、今回は私は知りませんが、そういうことも考えられるから、避難場所の火災対策というのをもっと防災計画の中にも取り上げて、やり方を決めてほしいなと、市町村のほうにもそういうことをどんどん進めてほしいなと思うんですけども、これは現計画の中には入っているんですか、避難場所での火災対策は。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

避難場所における火災対策という御質問でございます。具体的には、現在、まだ火災という所までは進んでないと思いますけれども、例えば場所によりましたら高台にしか避難できないという場所がございます。「とくしまー0作戦」緊急対策事業におきましては、避難路の整備、避難場所の整備等、補助金を出しまして支援をしております。一旦高台の避難場所に逃げるという次のステップといたしまして、例えば高台の避難場所から横方向とか縦方向に逃げていけるような、例えば里道でありますとか尾根というような所まで取り付くというような避難路の整備という案を市町村のほうで考えていただきましたら、それにつきましては、「とくしまー0作戦」緊急対策事業のほうで支援をしていきたいと考えております。

西沢委員

一つは山のほうですけれども、そこしか逃げられない場所がありますよね。山があつてそこに逃げて、そこからどこに逃げるとか、できない場合があります。昔から私、言って

いたんですけれども、最近はないですね、山のほう見たら火道を切るような、昔ありましたよね、そこだけずっとまっすぐ刈り上げて、火が横へ移って来ないように。そういうふうに避難場所には、火がここまで来ないように、火ができるだけここで止まるようなやり方とか避難場所の周辺を刈り上げるとか、事前の対策っていろいろあると思うんです。それと、避難タワーも、10メートル、15メートルありますけれども、下に瓦れきが来て、この前のように火が来たら蒸し焼きになるんじゃないですか、10メートルくらいだったら。下に瓦れきが寄ってきてその上にオイルが来て火が来たら。この前、学校がそうでしたよね。これは何も感じませんか。避難タワーは、そんなことあり得ませんか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、御質問のように、東日本大震災におきましても、小学校に逃げていたという所で火が迫ってきたと、東日本大震災の場合には、裏が高台であったために、一応避難することができたというふうな事例があるということは存じ上げております。確かに平野部におきまして、避難ビル、高い所にしか逃げる所がないという場合につきましては、どうしてもそこへ逃げざるを得ないということがございます。その場合に、津波火災というのは大変大きな問題となるということは認識しております。ですから、一つには津波火災を起こさない何らかの対策をする必要があるのかなというふうに考えておりますし、そういう津波火災というものを念頭に置いた避難計画の考え方、そういうふうなものを考えていく必要があるのかなと考えております。

西沢委員

避難タワーとか、山の上とか、そういうことを含めまして是非大学の先生なんかにも相談して、その中でどういうふうにしたらいいのかをちゃんと詰めてほしいですね。そしてそれを国のほうに提言していただいて、徳島県はモデル地区でやってもらうとか、そういうことをやってほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、議員の御意見を頂きましたので、検討したいというふうに考えております。

西沢委員

是非お願いします。私の20年前からの懸案事項です。ずっと思っていました。でもやっぱり現実に起こらなかつたら、なかなか行動はしにくいと思いますけれども、現実に起こっても、なかなか行動が最近起こってない場合があるなというふうに感じますのでね。

それから、もう一つは水の問題です。以前からも私が思うに、巨大災害の場合は本当にいろんな所から応援物資が来るのかと。例えば水の場合だったら、飲み水とその他か、飲み水だけじゃないか、一日に一人が3リットルですね。これ、持って逃げるんですかね。三日で9本、9本でも大変ですね。これは持って逃げにくいですね。じゃあどこかに保管しておくということも考えられますけれども、そんな三日とか一週間で終わる可能性は、巨大災害ですからちょっと薄いですね。当然田舎だったら、大分上流のほうから水を取ってきて、日本ですから、それを飲み水にできるということも考えられますけれども、問題

は水だけではないんですけれども、特に生きていくためにはまずは水が要るんでね。それも飲み水だけではないですね。お風呂に入ったり、トイレに使ったり、生活用水っていういろいろありますね。そういうのを継続して、どこかの水を持ってくるんじゃなくて、継続でやっていける体制を取っていく必要があるっていうことでこの間から、例えば井戸とか、打ち込みポンプみたいな、ああいう簡易なものから、そういうものをあちこち整備して、その中でそれを常時使っていて、即時使えるという体制が必要なんじゃないかなあと。昔農業では打ち込みポンプを各農地でかなりやってきましたよね、そういう実績がありますから、どこに打ち込んだら出るかというのは、市町村は把握してるんじゃないかなあとと思います、農地だったらね。それ以外のも大体は場所を分かっているように思います。市町村は、どこに打ち込んだら出るっていうのをね。だからそういう中で、中山間でやられない所、そして、特に避難場所があったら避難場所の近くとか、そういう場所限定の中で、早くそういう体制、打ち込みポンプがなくても、上流から持ってこれるんであれば、そういう体制づくりもちゃんとやってほしいなあと。ほかから応援が来なくてもいける体制っていうのを水だけじゃなくて、そのほかでもやっていかなければ、まあ田舎は都会よりも大分ましだと思うんですけれども、気を抜かないようにやっていく必要があるんじゃないかなあとと思いますが、いかがですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

普段から使える水の確保をすべきではないかという御質問でございます。南海トラフ巨大地震が発生した場合に、本県の上水道の断水率は最大98パーセントに上ると想定されております。東日本大震災でも復旧には数箇月を要したということでございまして、災害時における水の確保というのは積極的に取り組む必要があると考えております。井戸水でございますとか雨水などの利用につきましてはトイレなどの生活用水として十分活用が見込めますし、衛生面での十分な配慮をいたしますれば、飲料水として活用できるというふうに考えてございます。このことから、今年度、「とくしまー0作戦」緊急対策事業におきまして、市町村の避難所における機能強化につながる井戸の整備でございますとか雨水やため池の水を利用するための浄水装置の設置につきまして補助メニューに加えてございます。また、この補助メニューにつきましては、今年の三月、四月に各市町村の防災担当課長が集まった席上におきまして積極的な活用についてお願いをしておるところでございます。今後とも避難所等における水の確保の重要性を市町村に訴えてまいりたいと考えております。

西沢委員

当然、井戸水といえどもきれいかどうかというのは分かりませんから、浄水器の配備とか、そんなのもちゃんとやっていかなければ、浄水器だけでもあれば、川の水なんかでも使える場合もありますよね。非常時ですから、川の水を沸騰させれば使えないことはないと思いますけれども、まあ浄水器とかね、そんなのもお願いしたいと思います。ただ、残念ながら余り市町村は動いてない気がするんですけれども、いろいろ聞いてみましたら、関心が薄い。当然、田舎ですから水があるということが頭にあるのか分かりませんが、どれだけ動いていますか。今年始まったばかりなのかな。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今申しました補助事業につきましては、今年度から、明確化して運用開始しております。

西沢委員

今年度から始まったんやね。そうしたらまだ始まったばかりか。じゃあ一応は話を聞いていただいたと。ありがとうございます。しかしいろいろ聞いてみましたら、まだ余り関心がなさそうですね。そういうような気がします。当然、水はあるんだと、いけるんだというような思いがあるのかと思いますけれども、一応ですね、各市町村に、防災計画の中に、水とか食糧のね、もっと継続的に、三日とか一週間とかじゃなくて、どんな巨大災害が来るか分からない、いつ救援が来るか分からないというような中で、あんまり金がかからんとできるような問題は、そういうことでやっていただくということを、何かの形で盛り込んでほしいなあと思います。少しでも早くやっていくために、言うだけじゃなくて、何かこう計画の中に、各市町村に取り込んでほしいなあと思います。いかがですかね。まあこれは市町村のことだから、言えないか。

金井南海地震防災課長

水及び食糧等の計画的な調達の在り方についての御質問でございます。実は昨年、県と24市町村で構成します連絡協議会におきまして、備蓄目標を定めたところでございます。その中で、水・食糧につきましては、まず家庭・地域において常時三日分の備蓄に努めてください。で、家が流されたりする場合がありますので、各県民の方は三日分の備蓄のうち、一日は備蓄品を持って避難所に来てください。ただ、三日分というのも場所によりますので、できれば、七日分を推奨するというところでございます。それで、市町村、県につきましては、その三日分のうち、一日分を自ら市町村は住民分も備蓄していこう、県も備蓄していこうという計画を立てたところでございます。委員御指摘の水に関しましては、この一日分につきましては、確保できているという市町村もありますが、できてないといったこともございますので、今後、5か年をかけて、井戸であり、浄水装置、あるいはペットボトルの水、それぞれ市町村の実態に応じて備蓄していくということでございますので、井戸あるいは浄水装置、お金のかからない方法といったことについても、連絡協議会の中で呼び掛けまして、いち早く計画量に達するように調整してまいりたいと考えております。

西沢委員

次に起こるだろうと、三連動ですね。どのくらいの危機感を持ってるかというのが、ちょっと今伝わってこなかったんですけれども、担当者として、次の地震、巨大であるか、中規模か、小規模か、それは分かりませんが、次の三連動が多分、三連動に近い形で来るんだろうけど、どれくらい危機感を持っていますか。東日本大震災のようなばかどかいものが起こってくると、世界規模的にはああいう大規模なものが起こると、もうすぐに近辺で大規模な地震が起こる、火山の噴火が起こるということは、世界的にはほとんど証明されていますよね。実績として、ほとんど100パーセント起こってますよね。そうい

う中で、どのくらい危機感を持っているかというのが、ちょっと今伝わってこなかったんで、例えば今、5年以内という話がございましたけれども、食糧とか、まあ住居はそんなにすぐにはできませんけれども、食糧なんかは、応援体制は来ないだろうという想定の中で、考えておく必要がある。でもそれがいつまでということになると、5年以内とか、何年以内とか、それ自身は危機感の裏返しかなと思います。そういう大規模災害が起こった場合は、どのくらいの危機感を持って、いつ頃までに発生するという感覚は、国の発表とかね、三連動は30年以内に、70パーセントくらいとか、いろんな話がありましたけれども、そういうふうなんじゃなくて、現実的に、もっともっと危機感を持って30年以内にでなくて、5年以内に、数年以内に、また明日明後日ともいえる中で、どのくらい危機感を持ってやらないかんか、それが防災の出発点かなと思います。どう思いますか。

金井南海地震防災課長

南海トラフ地震の切迫性をどう感じておるかという御質問でございますが、30年以内に70パーセントというのは、報道されているところでございますが、私ども南海地震防災課といたしましては、昭和南海地震がマグニチュード8.0と比較的弱かったということ、それから南海地震からまだ86年程度しかたっておりませんが、その時はまだ東海地震が二連動地震であったと、東海地震が起きてからは150年、160年既に経過しておりますので、南海地震から86年しかたっていないといえども、東海地震から考えますと、150年の空白期間がありますので、次、東海地震を契機として、東海、東南海、南海と三連動地震というのは、いつ起こっても不思議ではないと思っております。三連動となれば、マグニチュード9クラスの大規模地震になるという可能性もございますので、常々そういう切迫感を持って、対策に取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員

確かに世界の巨大地震のときに、周りに大きな地震とか火山とか発生する、どれくらい発生するかと調べてみたら、長いもので十数年だったですね。でもそれはちょっと長すぎるもので、ほとんどそのほかのものは、本当に数年以内くらいで起こっているというものが多いですね。もう3年ですかね。そういう中で、本当に今起こってもおかしくないというのが現状だろうと思うんですよ。そういうことの中でどうしていくかと、早くせないかんものをね、全てはできませんよ、そりゃあ土木とかいろんなものはなかなかできませんよ。でも、即できるものからしていただきたい。本当に必要なもの、食べるもの、飲むもの、これは絶対的に必要ですから。そのほかのものは、どうしようもないものもありますけれども。まずそういう絶対的に必要なものを本当に早急にどうにか対策を練ってやらないかん。各市町村全部を挙げてですね、まずはそういうことの対策を練ってほしいなと思います。これは、一番の順番じゃないかなと思います。それも、三日とか一週間とかじゃなくて、できるだけそういう、ずっと水が飲めたり、食糧が供給できたりという体制づくりというのをやっていかないかんと思います。だから、問題は、いつ来るんだろうかなというところが出発点だと、それを各市町村の方々にも担当の方々にももっと危機感を持っていただいて、早急にそれをやると、本当に必要なものを早急にやっていかないかんということを感じましたが、いかがですか。

床桜危機管理部長

西沢委員から、どのように危機を共有していくのかという話でございますが、まず近畿あるいは中四国でも、私どものように危機管理部という独立したセンター組織を持っている県というのは数少ないということで、そういう意味では、やはり南海トラフ巨大地震を迎え撃つという意味での、知事をはじめとして私ども職員はそれを共有しているということでございます。私ども危機管理部の職員は150名程度おるわけですが、やはり枕元に携帯電話を置いて、常に、事あるときには駆けつけて、先ほど御指摘いただいたような、やはり、県民の命を守るということで、強い意識を持って、やはり水、食糧、そういったものについては、計画を少しでも前倒しをするんだという強い気持ちを持って対応してまいりたいと考えております。

松崎委員

3 ページに条例の改正案が示されております。今日初めて説明を受けたんですけれども、改正理由は（ア）と（イ）に書かれておりますので、要はこれから防災計画等々、防災対策をしていく上での中心的な頭脳ということになるかと思うんですけれども、それを強化していくんだということなんですが、20人クラスということであれば現行は40人以内の委員なのかなというふうに思いますが、40人の現行のメンバーがどういったメンバーが入られているのか、ちょっとお知らせいただきたいというのが一点です。40人で駄目だということで、20人という増員をして、60人という相当規模が大きくなっていくということになると、これは防災会議の運営方法もいったいどういうふうに行っていくのかなあという疑問がわくわけですが、そこら辺をどう考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

金井南海地震防災課長

防災会議の条例改正に絡みまして、防災会議の委員の内容等について御質問を頂きました。防災会議につきましては、災害対策基本法に基づき、県が設置するとされている会議でございます。委員御指摘のように、徳島県地域防災計画の作成や修正といった業務が主でございます。防災会議のメンバーなんですけれども、まず会長が知事ということが法律で定められております。それから自衛隊や国の防災関係機関、これにつきましては法律で定められている委員18名、合わせて19名が法律で定められておまして、それとは別に、条例で規定する部分といたしまして、市町村の消防機関、ライフライン事業者、学識経験者で40名となります。今回の40名、どのような内容かと言いますと、まず一つが、市町村関係、市町村の消防関係、あるいは指定公共機関でありますライフライン機関、あるいは災害復旧に関わります各種関係団体、それから自主防災関係とか学識経験者など、県が指定するのが40名となっておりますが、ほとんどが市町村、消防、ライフライン事業者などの40名となっております。今回、この条例で定めます40名を60名に増やすことをお願いするといったところでございますが、これにつきましては、昨年、南海トラフ巨大地震被害想定を策定しました。それで、今後、自助・共助・公助一体となった県を挙げた具体的な対策を本格的に展開していくに当たりまして、自助・共助の防災力強化の観点、あるいは

災害時要配慮者支援の充実の観点など幅広い視点から御意見をお伺いするといったことで、自主防災組織の関係者や学識経験者、市町村とか指定公共機関以外の分野を中心に、委員を増やしていきたいと考えております。

それから活発な議論がなされるのかと、運営につきましてのことですが、現在、人数的には、各県とも人数を増やしているところですが、本県が20名増やした後よりも多い県というのが既に2県ございますので、今、増えていくのは全国的な流れとなっております。活発な議論が行われますよう、私ども、防災会議には、その下に幹事会を設けておりましたり、あと現在、水防部会という部会も設けております。そういった部会などの検討も進めまして、大人数でありますけれども活発な議論ができるよう工夫を考えてまいりたいと考えております。

松崎委員

大規模な委員の参加ということになってきて、それを補充する意味で幹事会や部会を設置して活発な議論をしていただきたいということなんで、是非、それはそれでしっかりお願いしたいんですけども、この実績ですね、40名というのは法的に定められた方がおいでたり、さらには知事が選任された方がおいでたりで、40名の方が参加することになっておるんですが、この防災会議というのは年間どのくらい会議が組まれて、かつ、いろいろ19名までは法で定められた充て職的なことのようなので、そういった皆さんの出席状況はどういうふうになっているんですか。

金井南海地震防災課長

防災会議の会議の状況についての御質問でございますが、通常、地域防災計画の作成、修正といった業務が主でございますので、通常、本体の会議につきましては、年1回が多い。ただし、災害発生時、大規模災害が発生しますと情報収集、応急対策、災害復旧に関する連絡調整といったことで、大きな災害が発生しますと、その都度、開催しなければならないといったところがございます。何もなければ年1回ということが多い状況です。それから出席状況なんですけれども、各機関大体七、八割以上は参加していただいております。

松崎委員

さらにこれから市町村の消防とか、市町村から、また学識経験者も入れていくということで、メンバーが増えて、この会議としての議論が深まっていくだろうということなんです。出席率、人数が増えて、かつ出席率が70パーセント80パーセントというのは、それはもう想定内ということで、しょうがないのかということが一つですね。それから、地域の方の中で、例えばですけども、いわゆる防災士会というのがあってですね、その方たちは、防災や救急法の知識や技量をもって、災害時には避難の誘導とか救助とか、避難所の世話をを行う、いわゆる資格者としての防災士であるということなんですけれども、そして、全国的にも防災士会があって、徳島県にも防災士会があるようでございますけれども、防災士会の代表の方というのを入れるべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

金井南海地震防災課長

現在の委員につきましては、防災士会のメンバーは入っておりません。今後20人増やしますとそういった専門分野の方も十分入る余地も出てまいりますので、今後、条例が認められましたら、人選を進める中で防災士会の適任者を探していきたいと考えております。

松崎委員

是非専門的な資格者ということでございますので、そういったメンバーも入れていったらどうかなあとと思います。それともう一つ防災士会に関係して、今年度から採用された県の職員93名の方は、防災士の資格取得講座を取り入れるということになっておいて、4月2日から前期があったというようなことがあるようですけれども、その資格取得に関わった取組の意義であるとか、さらには新規研修としての成果みたいなものが、現時点で考えられるのであれば、少し御報告いただければと思います。

志田防災人材育成センター所長

新規採用職員の研修の関係の質問でございますけれども、これまで県のほうで、委員のほうからお話のありました防災士の受験資格を取るための研修というのを徳島大学と連携して実施をしてまいりまして、民間の方々を中心に多くの方に参加を頂いているところでございますけれども、今年から、新規採用職員向けの受験資格取得の研修を行いまして、その上で、防災士の資格の試験を受けさせて、防災士の資格を全員に取らせるという方向で新たな研修を組み立てているところでございます。その意味につきましては、やはり官民間問わず、地域の防災力の向上のために人材を養成する一環として、防災意識を持った職員、業務においては常に、どの部署に配属されても防災のことを意識しながら仕事を進める、そういう意識を持った職員を養成する、そしてまた、いざ発災となったときには地域の活動において活動、貢献できる、そういう職員を養成するというところで、この研修を新たな新規採用職員の研修に取り入れております。

松崎委員

県庁一丸となって防災対策を進めるということになりますと、各部・課によって、それぞれ専門分野があるわけですがけれども、この防災ということは横断的に、知識、経験、いろんなことが必要とされることは認識のとおりだと思いますので、是非このことをしっかり取り組んでいただくようお願い申し上げたいと思います。

あと一点は、最近の報道なんですけれども、国のほうで被災建築物や石碑などを伝承する、そして国としてはこれを災害遺産という形で選定するというところで進められるような報道がございました。そこでお伺いしたいんですけれども、徳島県として各地にこういった被災建物や伝承された石碑・石仏といったもののリストの整理、そういった状況についてはどのようになっているのかなあとということでございます。先ほどから出されております災害対策基本法では、災害の教訓を引き継ぐことを国や自治体や住民の責務というふうに明記をしているわけですが、それに沿って国は今回取り込まれるようなんですけれども、県の今のリストアップとか、そういう整理はどのようになっているのか、まず

お聞きしたいと思います。

金井南海地震防災課長

ただいま、松崎委員より災害遺産に係る過去の石碑等のリストの状況についての御質問でございますが、徳島県では繰り返し発生しております南海地震の過去の教訓を未来に伝えるといった視点で、徳島県内の地震、津波碑をこれまで県で調査してまいりました。そして、その資料につきましては、徳島大学の環境防災研究センターあるいは徳島大学名誉教授の村上先生の協力、監修の下、平成20年2月に「南海地震を知る～徳島県の地震・津波碑～」という冊子の形にしておりまして、約40の石碑や言い伝えを記載した古文書などを取りまとめておりまして、県のホームページでも閲覧できるようにしております。

松崎委員

ホームページにアップされているということなんですけれども、今後、国のほうでは各県のほうにそういったものを選定するんで、募集を始めるということになっておりますけれども、徳島県として、この40か所くらいある中で、幾つかになるのか、よく分かりませんが、エントリーをする可能性があるのかなのか、その辺の検討はどのようになっておりますか。

金井南海地震防災課長

今後、国への登録に向けたエントリーについての御質問でございますが、先ほど申しました冊子等を取りまとめるに当たり、これまで過去の研究のベースがかなりできておりますので、ただ、国の指定基準がまだ示されておりませんので、示されますと、本県におきましては日本最古の津波碑と呼ばれるものもございますので、当然のことながら指定登録に向けて多くのものが登録できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

松崎委員

是非お願いしたいなあと思うんですが、確かもう4年前になるんだろうと思うんですが、この防災対策特別委員会で和歌山のほうに視察に行って、いわゆる稲むらの火の記念館等々も見て勉強させていただいたんですけれども、ああいう教材化されたことが、今、県下で40ぐらい、せつかく遺跡になる部分がある、しかもそういうことを伝承していかなきゃならんということになっておるんですが、学校などで教材化等が図られた利用例は、県内であるんでしょうか。

高原体育学校安全課長

教育委員会では、学校防災管理マニュアルと学校防災教育指導資料としてまとめまして、ホームページでも発表しております。防災教育指導資料の中で、各学校で広く活用できるように、紙の資料それからホームページにアップしておりますデジタルの資料を提示できるようにしております。既に海部郡の中学校等で広く活用されていると報告を受けております。

松崎委員

海部郡内では大変大きな被害もあって、海部郡内での活用は進んでおるのかなあと思いますが、ほかの地域でせっかくそういった資料・データがありながら、なかなか活用されていないんじゃないかなあとと思いますが、そこらの状況がもし分かれば、一つ教えてほしいというのが一点と、どうしてそういうことを言うかということ、地震、津波が来るぞ来るぞということになってきて、今、学校現場であったり、地域であったり、いわゆる避難訓練をされておると、新聞報道もこういった地域でこういった学校でまた保育所でといったことで、避難訓練の報道がしばしばされているわけですが、地域全体で見ると、まだまだ避難訓練の参加者というのは一部にとどまっているのではないかと、その原因としては、来るぞ来るぞといいながら、実はなかなか実感として感じられていないというようなこともあるのではないかと思うんですが、そういう避難訓練への参加状況に関して、県としては、どのように受け止めておられて、今後どのように、市町村などと協力して、対応されようとしているのかということをお聞きしたいと思います。それは、先ほど元へ戻ってですね、この災害遺産をしっかりと地域で共有することから始めないとなかなか実感がわいてこないんじゃないかなあとということがありますので、ペーパーベースがいいのか、いろんな講座、学習会がいいのか、さらには実際、避難訓練した際に、改めてそういうことを教えるというのか、学び合うという場所があるのかなあと思いますが、そういったことで少しお聞きしたいと思います。

高原体育学校安全課長

先ほど御説明申し上げましたホームページに示してあります資料については、ダウンロードできるようになっておりまして、それを各学校の指導に合わせて利用できるという形になっております。今後、資料についての活用の状況等、詳しくもう一度調査しまして、御報告できるようにしたいと思います。

金井南海地震防災課長

津波に関する避難訓練といったことですが、避難訓練につきましては、県主導でやる分と市町村主導でやる分、あるいは学校単位とか地域、自主防災組織がされる分とか様々ございます。県のほうにおきましては、総合防災訓練等、あと津波避難、救助に係る訓練を考えていきたいと思っておりますし、あるいは4県共同津波訓練というものもございまして、三重、和歌山、徳島、高知という南海トラフ沿いの4県で共同した津波避難訓練というものも市町村に呼び掛けて11月頃実施したいと考えております。また、各市町村におきましても、徳島、鳴門ほか小松島等でも様々な避難訓練をやっておりますので、それぞれ先ほど委員の御指摘もございました過去の津波碑等を伝承していくような内容につきましても、市町村のほうにも伝えていきたいと思っております。

松崎委員

災害遺産といいますか、被災の歴史をしっかりと伝承するというところで、お話がありましたように国の選定に向けてエントリーしていくということでございますので、是非エントリーをしていただいて、国の災害遺産となるようにしてもらいたい。ただ、そのことを通

して、防災意識であったり、日頃の避難訓練であったりいろんなものが、ついてこないといけないと思います。単にそれが設定されたということでは、終わりということにはならないと思いますし、年に1回くらい地域防災会とかいろんな事業所とかで避難訓練がされるわけですが、全体として地域の参加率は、事業所単位、学校単位ということであれば恐らく100パーセント参加ということになるんでしょうけれども、地域の中でということになるとなかなかいろんな事情もあって、参加率は低いのではないかなと思いますので、やっぱり地域の自主防災組織がしっかりその点を踏まえて活動することが必要だろうと思いますけれども、そのことをやっぱり繰り返し繰り返ししないと、駄目ではないかなと思っておりますので、そこら辺を今後、県としてもしっかり市町村や自主防災組織やいろんな関係団体と。今回、防災会議の強化も図られるわけでございますので、県として、その点についても是非取組を進めていただきたいと思いますけれども、危機管理部長、どうですか。

床桜危機管理部長

日本最古の津波の供養碑が美波町の東由岐にあるということでございまして、もちろん東由岐以外にもそうした供養碑というものがございます。こうしたものについて基礎的な調査というものができておりますので、それを更に多くの県民の方に知っていただく、あるいは先ほど避難訓練のことも話がございました。参加する方は参加するけれども、そうでない方はやはり参加率が必ずしも十分でないといったような課題も実はございます。例えばこういった碑を巡るツアーでありますとか、楽しみと興味を引くような取組も進めていく必要があるのかなと思っております。加えて、これは是非とも私自身も考えているんですけれども、昭和南海に直接遭われ、家族の方を失われたそうした方は、かなり高齢になられておるわけでございますけれども、そうした方に語っていただくような語り部の会といったようなものも考えていかなければならないと考えております。正にそうしたものをアーカイブ化して、後生に伝えていくといったことも大変重要かと考えておりますので、委員から御指摘いただいた点を十分踏まえまして、多くの方に津波の怖さを知っていただく、そして一人でも多くの命を守ることにつなげてまいりたいと、このように考えております。

岸本委員長

それでは午食のため、委員会を休憩いたします。(11時58分)

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)
質疑をどうぞ。

長尾委員

冒頭に委員長から御報告がありましたように、昨日、宮城県のほうへ私と笠井委員とで視察に行つてまいりました。そのことでは、笠井委員が本会議で質問をなさるということで、あまり大事なことは私は質問しないので、別のことをお聞きしたいと思いますが、先

ほど、松崎委員からも防災会議のメンバーを増やすということについての質問がございましたので、私からもその質問をしたいと思います。災害対策の会議ということで、非常に大事な分野もそれぞれいっぱいあると思うんですけども、ちょっと確認ですけども現在のこの40名の中には、自衛隊と警察は入ってるんでしょうか。

金井南海地震防災課長

ただいま、防災会議の委員の中身についての御質問でございますが、防災会議につきましては、法律で定められている19名と条例で規定する40名という分野に分かれておまして、自衛隊につきましては、国の機関ということで、この19名のほうで徳島海上保安部、中国四国防衛局等、指定しております。警察につきましても、法律で定める19名のほうで指定させていただいております。

長尾委員

先ほど、防災士についての御意見もございましたが、私も今回視察をして、特に痛感いたしましたのはやはり、災害時、民間の建設業協会、産業廃棄物協会、それから清掃業界、いわゆる震災廃棄物の対策というのが大変大きな問題ということを実感してまいりました。もちろん、知事が3.11発災後直ちに、関西広域連合で宮城へ行った、その時行く前に村井知事からテレビで伝わらないのは臭いだという御指摘もあって、現地へ行ったということですが、その中で、この建設業協会、産業廃棄物協会、そして清掃業界、ここは現在入っているんでしょうか。それとも入っていないければ入れるおつもりはあるんでしょうか。

金井南海地震防災課長

防災会議におきましては、現在のところ、建設業協会、産業廃棄物協会、また清掃関係の協会については入っておりません。委員御提案のとおり瓦れきの撤去あるいは廃棄物の処理といったことにつきましては、迅速な復旧、復興を図る観点で非常に重要な課題であると認識しておるところでございますので、委員御提案の趣旨も踏まえまして、こうした分野の専門家あるいは造詣の深い方などの適任者につきまして、今後、人選の検討をさせていただきたいと思っております。

長尾委員

是非その3団体は、震災廃棄物の処理にはなくてはならぬ存在であるということを改めて痛感をいたしましたので、検討をお願いしておきたいと思っております。

説明の中で、戦略的災害医療プロジェクト推進事業というのが予算化されてるんですけど、この中には、例えばドクターヘリとか、若しくは自衛隊のヘリ、そういったものもこの中で検討されるんでしょうか。

金井南海地震防災課長

今回の戦略的災害医療プロジェクトにつきましては、基本戦略の検討でありますとか、災害医療コーディネーターの強化といったもろもろがあります。自衛隊とかドクターヘリ

を使った訓練等につきましては、この事業の一環として強化して訓練等の体制強化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

長尾委員

そういう中で、ドクターヘリというのは明るいうちしか飛べないということであります。今、夜飛べるのは自衛隊だけという中で、主に長崎県であるとか鹿児島県であるとか北海道であるとか、離島が多い地域については、随分と自衛隊がカバーして夜間飛行もやっておるということではありますが、本県で言うと、離島と言えば西沢委員の地元の出羽島とか阿南の伊島、そういった所が考えられるんでありますが、そこで、昼間はドクターヘリが飛ぶけれども、夜間は飛べない。そういった場合に、本県にある海上自衛隊、陸上自衛隊、そういったところから、夜間の自衛隊のヘリを飛ばすことを今考えているのかどうか、考えているのであれば、いつから飛ばすのか、そういうことをお聞きしたい。

金井南海地震防災課長

夜間の自衛隊のヘリの活用につきましては、現在、ドクターヘリが夜間、運航していないということで、重要なテーマであると思っておりますが、具体的には、今後、自衛隊と協議をさせていただいて、委員御提案の趣旨を踏まえ、協議等を進めればと思っております。今後の課題と重く受け止め、検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

要は、今検討しているのか、検討していないのか、どちらなのか。

金井南海地震防災課長

自衛隊との間につきましては、そういう必要性があるということで、話題にはなっておるところでございますが、具体的にはこれから検討させてもらいたいというところがございます。

長尾委員

まあ課長の答弁で限界があるんだろうけれども、部長の答弁を。

床桜危機管理部長

災害医療プロジェクトを考える上で、今言われた夜間時における急病、傷害を受けた方の搬送をいかにしていくかということは重要な観点であります。幸いにして、今、徳島県では、陸上自衛隊なり海上自衛隊、とりわけ海上自衛隊においては、正に夜間飛行ができる能力を持ったヘリがあるということがございます。ただ、今まで本県においては、そうした夜間対応ということに対応したことはございませんが、私としては、できるだけ早期に、まずは離島、例えば伊島、そういったことを念頭に置いた一つの訓練といったものができないかどうか、そういったものについて災害医療プロジェクトに合わせて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

長尾委員

一昨日、防衛協会の会があって、終わった後、海自、陸自の関係者と意見交換をいたしました。その時に、海自のしかるべき人から、阿南の伊島で海上自衛隊のヘリを飛ばす、そのことを協議をしているという言葉だったかどうかは私は定かではないけれども、今の話ではしてない、これからの課題だと言ったけれども、やってるという認識の話を聞いている。しかも、今日、朝、知事との意見交換会で、知事からそういう話があって、これを7月にやりたいと、そういう話を聞いたんだけどこれはうそなの。

床桜危機管理部長

これはうそというわけではございませんで、やはり徳島県の離島があるわけでございまして、その夜間における対応、そしてそれがひいては南海トラフ巨大地震発災時における非常に有効な手段である、そういう認識の中で、今、正確に申し上げますと、海上自衛隊とは、あるいは関係する医療機関とは、調整を今進めているところでございます。ただ、やはり、今までそうした実績がないということで、どのような形でどのような場所において着陸をさせるのか、といった技術的な問題も含めて、今、検討を進めていると、こういった状況でございます。

長尾委員

今の部長答弁と先ほどの課長の答弁、その前の部長の答弁は、うそだと、違うかったということだな。

床桜危機管理部長

やはり関係する機関があるということで、最終的には、詰めと言いましょか、やはり答弁で申し上げる以上は、当然実行につながらなければならないというようなことでございまして、少し慎重な発言をさせていただきましたけれども、協議を進めているかどうかということに関しては、協議を進めていると、こういう状況でございます。

長尾委員

課長は協議はしてないと言ったんだ。あなたも言ったんだから。それに対して、今は調整してます、協議してますと。先ほどの前言は撤回して申し訳ないと言わないと。

床桜危機管理部長

やや私自身の表現が適切でなかったかもしれません。ただ、先ほど申し上げましたように、やはり関係する機関もあり、調整する項目も多いものですから、議会答弁する以上は、必ず実現させなければならないというそういう思いの中で、少し慎重な答弁だったということについては申し訳なかったと思いますが、是非とも実現するように、そういう方向で調整を進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

最初から調整していると言えど何ら問題なかったんだけど、私もちんときたから今申

し上げたけれども、率直に言ってもらいたいと思うね。それじゃあ協議を進めているということであれば、いつ頃を目途に考えているのか。

床桜危機管理部長

できましたら、この夜間飛行という初めての訓練でございますので、少し時間がかかりますけれども、7月にはそういった訓練を是非実施したいなあと。ただ天候の具合もございますので、明確に今この日だと言って、その日に必ずしも実行できるものではございませんけれども、7月の内には一度、対応できないかということ考えているところでございます。

長尾委員

7月と言えば来月だよ。これから検討とかね、そうじゃなくて、議会で、傍聴している人もいるわけだから、慎重な言い回しは結構だけれども、指摘されて後から訂正するなんてみっともないことはもうやめてもらいたい。それでお聞きするんだけど、自衛隊のヘリは、今後こういう会議で、自衛隊のメンバーも入って、そういう中で、この県庁も含めて、この周辺では自衛隊のヘリはどこに降りられるんですか。

金井南海地震防災課長

県庁周辺でヘリの降りられる所ということで、陸上自衛隊のヘリコプターはかなり重量がありますので、この辺りで一番降りられる近い所と言えば、田岡病院で、この春に14飛行隊が医療搬送訓練ということで利用した実績がございます。

長尾委員

田岡病院で自衛隊のヘリが離発着というのは確か新聞報道かなんかで回っていたと思うんだけど、それは今の議論で言うと、昼間はいけると思うんだけど、夜間も今後考えられるということですか。

金井南海地震防災課長

民間の病院の田岡病院の活用につきましては、夜間、入院患者がいるということで、その取扱いについては、病院経営者と十分調整する必要があると思っております。夜間使っていていいという承諾を得ているわけではございませんで、協議が要ると考えております。

長尾委員

確かに民間だから協議も要る。それは当然でしょう。是非御理解を頂けるようなことがあれば有り難い話で。その上で今度は聞くけど、県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院、今度高台に移転してヘリポートも造ると思うけど、その県立病院のヘリポートは自衛隊のヘリが着陸できるだけの重さに耐え得るものなのか、それとそこは夜間、着陸できることを協議する方向があるのか、夜間照明はあるのか、こういうことを聞きたい。

坂部施設整備推進室長

ただいま、長尾委員から県立病院におけるヘリポートの整備状況について御質問を頂きました。中央病院におきましては、縦横20メートルで重量が10トンということですので、自衛隊のUH-60というのが着陸が可能となっております。同様に、三好病院につきましても、20メートル掛ける20メートルのヘリポートを整備しておりますので、自衛隊のUH-60は着陸可能であります。それぞれ夜間照明がございますので、夜間に着陸は可能という状況となっております。新しい海部病院でございますが、本館棟の上に、24メートル掛ける21メートル、10トンのヘリポートを設けますので、こちらにつきましても、自衛隊のUH-60については、着陸が可能となっております。また、立体駐車場の屋上には24メートル掛ける24メートルで、重量が12トンまで可能なヘリポートができますので、それにつきましても、海上保安庁及び自衛隊のヘリコプターが着陸可能な状況にあります。

長尾委員

3県立病院とも、まあ海部はこれからだけれども、いけるという話ね。この周辺では田岡病院が自衛隊のヘリが着陸できるということで、すぐこの横の県警本部の屋上のヘリポートはどうなんですか。

國見警備課長

県警では、平成18年に陸上自衛隊の14旅団と協定を結んでおります。その協定の内容ですけれども、情報交換及び情報収集のための協力と、救助活動を迅速、的確に行うための調整、被災地への移動の支援、それと平素の連絡体制の整備、おおまかですけれどもそういう内容が盛り込まれております。そういうことで、陸上自衛隊との包括的な協定を結んでおりますので、ヘリの離発着についてもその範囲内で可能であろうと考えております。ただし、重量の関係ですけれども、4トン以内という重さ制限があったと思います。もしこちらのほうから要請する場合にしろ、陸上自衛隊のほうからの申出があるにしろ、その4トンの重さ制限の範囲内での運用が可能と考えております。

長尾委員

県立病院に離発着できる自衛隊の機種から言えばどうなんですか。4トンというだけではちょっと分からないんですけれども。

國見警備課長

先ほどの御答弁では、10,12トンですかね、先ほどのヘリコプターでは着陸できず、県警ヘリポートは総重量が4トンまでということでございます。

長尾委員

4トンまでなら大丈夫と。12トンでは駄目、だから、県警の上は、県立3病院に止まるヘリは駄目ということでもいいのかな。

西岡警備部長

今、長尾委員の方から御質問があったんですけれども、ちょっと私どものほうは、自衛

隊のヘリについて詳しくは把握しておりませんが、大変申し訳ありませんが、回答しかねます。

長尾委員

災害時は、通常のように県警の上は県警のヘリだけが離発着するとか、県立病院の上は県のドクターヘリだけが離発着するとか、消防ヘリだけが離発着するというんじゃなくて、複数機ないしは多種のヘリが、例えば中央病院の上にドクターヘリが止まっていると、ほかのやつは鮎喰川の河川敷の野球場、サッカー場に止まって、そこから救急車で搬送するとか様々なケースがあると思うし、入ったり出たりということがあるから、今のようなことで、限られたヘリポートにはどういうものが離発着できるといったことを総合的にきちんと掌握をして、そのときの調整が図られなくちゃいけないと思うんだけど、この辺の実態と調整は、どこがやるんですか。やれる体制になってるのかどうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま、災害時において、多数の機関のヘリを運用する際に、例えば、そのヘリの重さがどうであるとか、ないしは離発着する場所の状況がどうであるかというようなことをどのような形で調整が図られるのかという御質問でございます。災害本部が置かれた場合には、中に部隊運用班というのが置かれます。これは陸上の部隊ですとか、航空の部隊も含めてなんですけれども、県の私ども以外にも警察や自衛隊から連絡員を派遣していただきまして、それぞれのいろいろなオーダーが入ってきたことに応じまして、例えば、どこそこの傷病者をどこの病院に運びたいというときに、今空いているヘリは何か、そのヘリの重量はどれだけか、ではそのヘリポートはどうかということを調整するようになっております。私どもは、以前図上訓練をする時に確認しておったんですけれども、県警のヘリポートにつきましては、私どものうずしおのような3.5トンのクラス、各県の防災ヘリクラスは着陸できます。ただし、先ほどの病院局の方からお話がありましたUH-60のようなクラスでは、着陸ができないということがございまして、これも訓練などを通じまして、いろいろな機関の連絡員の方と情報交換をしながら、最低でも1年に1回は情報をすり合わせて本番に備えるようにしております。

長尾委員

ヘリの運航というのは、事前の調査というか、訓練というんでしょうか、そういった綿密なものがないと安心して操縦士も運転もできないということもあるでしょうし、災害時に事故が起きてもしけませんし、いざ発災時、またその後におけるそうした連携というのは大変大事だと思いますので、それぞれ関係者の協力・理解の取付けには御苦勞があらうかと思いますが、是非鋭意お取組をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

今日は事前ですから、この辺でやめておきたいんですが、一つだけ、宮城で気に掛かったことがあったんで、これは警察のことなんだけど、火事場泥棒というのがいて、いわゆる発災時のことを被災地でお聞きしましたら、御遺体を体育館に御安置する。その体育館がいっぱいになったら、自衛隊と警察は次の体育館に行って、そこでまた御安置する。そこがいっぱいになったら次の体育館に行って御安置する。不届きな者が、夜、そこに警

備態勢がないものだから、まさかと思いますし、3.11のその時でありますから、誰もそんなことは考えないわけではありますが、その時に、不届きな、正に人権を無視するような行為がそこで行われた。つまり棺の中から指輪を取る、時計を取る、果ては金歯を取る。そういう行為が行われる。それを外にいたその町や市の職員若しくは一般の人がいても、怖くて誰も止められない、さらには、海岸線に打ち上がった遺体を、真夜中、そこをナップサックか何かを持った男が歩いて、同じように指輪を外す。指輪を外せなきゃ、塩水で膨れてるから。それを切る。そういう行為があったということ。だから本当に発災時というのは大変なことだと思うから、そこまで気が行き届かなかったんでしょうけれども、そういう災害時における正に御遺体の尊厳ということを考えて、今後は、そういう教訓をしっかり生かして、そういう意味において特に警察の役割が大きいかも知れない。だから昼間は、そういう行為ができないにしろ、夜間のそういうときというのは、今回の教訓としてきちっと、災害時にはやるんだと、私はそう思うわけで、そういったことを、今回の3.11で、県警としてそういう事件があったことを承知しているのかどうか。承知しているのであれば、今後、どういう体制を取るのかだけお聞きして終わりたいと思います。

西岡警備部長

ただいま御質問がございましたその事案については、私も詳細に把握しているものではないんですけれども、一応そういったことがあったようにお伺いしております。それで、警察の対応ということでございますけれども、この際でございますので私のほうから一言だけ御説明させていただきたいと思っております。御案内のとおり、警察というのは発災後それぞれ警察の役割、取るべき対応、あるいは早急に措置しなければならないこういったものは当然、災害対策基本法並びに各種法令で決まっております。すなわち被害者に対する救出、救護でありますとか、道路の交通規制とか緊急道路輸送路の確保とか、もろもろあって、最後は御遺体の収容をするということになってくるんだと思っております。それで我々といったしましては、こういったことがいろいろあるんですけれども、しかしながら、やはり我々警察というのはただ単にこういったいわゆる被害対応だけではないわけでございます。混乱した現場では、被災に対する一義的な対応はともかくとして、今委員がおっしゃったように、その他周辺における、例えば交通事故があったら処理しなければいけない、泥棒がいたら泥棒を捕まえないといけない、そういったもろもろの地域住民の皆様方が不安に思っておられること、そういったものについて、一つ一つ対応していかなければならないということを十分踏まえております。そこで、当然、犯罪が発生したら処理はするんですけれども、それに至らない予防防犯活動、いわゆる地域パトロール、こういったものも含めて、今、委員から御指摘がございましたように、人権を無視したような、遺体の破損などの事案も含めまして、そのような事案がないように、当然、必要な対応を講じていかなければならないし、現実にも、地域の皆様方の安全・安心を与えるために、パトロールであるとか、警戒活動をやっていかなければならないし、現実にもやってきました。これからも防災そのものに対する処理はもとより、我々も本来の警察活動はやって、そして、住民の方々の不安感を払拭する、安心感を与えるように努力してまいりたいというふうに考えております。

長尾委員

警察だけではなくて、一つ一つの市町村の方々も関係するだろうし、これ全て、県全体としてもそういう共通認識を持った上で、もし発災があり、そういう行為が行われたときは、きちっとした対応を、危機管理部のほうでこういう対策を今まとめておられるわけだけれども、是非、お願いをしておきたいと思います。

岸本委員長

ほかにございますか。

(「なし」と言う者あり)

なければ、以上で質疑を終わります。

ここで小休させていただきます。(13時34分)

岸本委員長

再開いたします。(13時35分)

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、八月中旬から下旬をめどに三日間の日程で東北方面及び関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(13時37分)